



# 災害時の携帯電話事業者の 位置情報の提供について

---

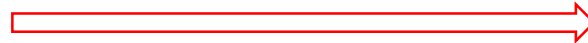
令和6年6月17日  
事 務 局

- 携帯電話等に係る位置情報について、大規模災害等緊急時の救助活動における活用に対する需要を踏まえ、総務省の有識者会議※での議論に基づき、「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」の改正を実施。（平成25年9月） ※緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会
- 具体的には、要救助者に重大な危険が切迫しており、要救助者を早期に発見するために位置情報の提供を受けることが不可欠であると認められる場合、救助を行う警察、海上保安庁又は消防その他これに準ずる機関（以下「救助機関」という。）からの要請に基づき、携帯電話事業者は、位置情報（GPS位置情報及び携帯電話端末の基地局位置情報）を取得・提供することが可能。

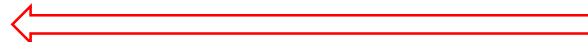
## 救助機関



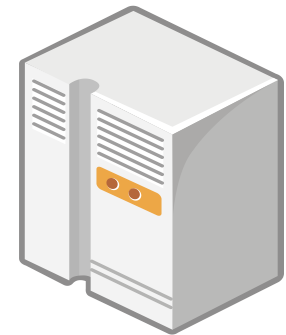
①位置情報の取得について要請



②位置情報を取得・提供



## 携帯電話事業者



位置情報



基地局情報



GPS



### 位置情報の取得に係る要件

- 業務上の必要に応じた取得（正当業務行為）※1
- 他の機関からの要請に応じた取得

➤捜査機関の要請（裁判官の発付した令状）の場合

➤緊急避難の要件充足する場合（救助を行う機関）※2

- ※1 携帯電話で通信を行うために基地局の位置情報を取得する行為
- ※2 警察、海上保安庁又は消防その他これに準ずる機関からの客観的事実に基づく相当な理由のある要請
  - ① 要救助者の生命又は身体に対する重大な危険が切迫
  - ② 要救助者を早期に発見するためにその者に係るGPS位置情報を取得することが不可欠

## 能登半島地震での対応及び課題

- 本年1月の能登半島地震において、消防庁は、石川県災害対策本部が公表した安否不明者リスト※<sup>1</sup>に基づき、携帯電話事業者（MNO4社）に公表されている氏名、住所等から電話番号を検索してもらった上で、位置情報※<sup>2</sup>提供の要請を実施。  
※<sup>1</sup> なお、安否不明者名簿をもとに電話番号を検索の上位置情報を提供した前例はない。  
※<sup>2</sup> GPS位置情報及び基地局位置情報
- 上記について、次のような課題が挙げられたところ、2月末から、一般社団法人 電気通信事業者協会（TCA）の会議において、携帯電話事業者（MNO4社）、総務省、消防庁、内閣府（防災担当）が、課題の整理及び対応方針について議論を行った。
  - ① **GLに規定する要請者について**：要請者に地方公共団体の災害対策本部は含まれるか
  - ② **要救助者の考え方**：地方公共団体が作成する名簿の扱い等について
  - ③ **過去の位置情報について**：携帯電話の電源が入っていない場合等は過去の位置情報の提供が可能か

## 検討結果の概要（以下の整理に当たっては、憲法学者、弁護士等の複数の有識者への確認を実施）

- ① **電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（GL）に規定する要請者について**  
災害対策基本法及び実働部隊との緊密な連携があるとの実態を踏まえ、GL(救助を行う警察、海上保安庁又は消防その他これに準ずる機関)に規定する「その他これに準ずる機関」に、**地方公共団体の災害対策本部**が含まれることとする。
- ② **要救助者の考え方**  
要救助者に該当するかどうかの専門的な判断が可能な救助機関※<sup>3</sup>において、安否不明者の名簿※<sup>4</sup>から位置情報の取得が必要な要救助者を絞り込んだ場合には、**安否不明者の名簿を活用した位置情報の取得・提供について可能**とする。  
※<sup>3</sup> 救助を行う警察、海上保安庁又は消防その他これに準ずる機関  
※<sup>4</sup> 市町村が住民基本台帳と被災情報を突合した被災世帯情報をもとに、避難所問合せ等による安否確認を行った情報や、安否不明者本人、家族、知人等からの安否情報等を反映し、作成されたもの（防災分野における個人情報の取扱いに関する指針 内閣府（防災担当））
- ③ **提供する位置情報の範囲**  
携帯電話の電源が入っていない等**現在の位置情報を取得できない場合**においては、救助機関に対して、**過去の位置情報を提供することができる**。ただし、相当程度の期間が経過した位置情報については提供しないものとする。  
その他、災害時においては、携帯電話番号が不明の場合であっても、氏名・住所等で要請が可能。

## 今後のスケジュール

- これまでTCA不適正利用防止検討部会（TCA検討部会）において、携帯電話事業者及び関係省庁による実務者協議を実施。
- これを受け、本日、総務省において6/17（月）の「ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会」（座長：穴戸 常寿 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授）に①から③の整理内容を報告。
- その後、関係事業者等と調整の上、総合通信基盤局から携帯電話事業者向けに通知、消防庁等から関係機関等に対する通知を予定。

	2月	3月	4月	5月	6月	
総務省 (総合通信基盤局)	TCA 検討部会 第1回 ★	第2回、3回、4回、5回 ★ ★ ★ ★	制度的課題に関し、有識者、関係省庁への確認等		TCA 検討部会 第6回 ★	6/17 「利環研」 ★ 携帯電話 事業者 向け通知
消防庁 (※内閣府防 災と連携)	TCA 検討部会 第1回 ★	第2回、3回、4回、5回 ★ ★ ★ ★			TCA 検討部会 第6回 ★	消防機関、 地方公共 団体等向け 通知
通信事業者	TCA 検討部会 第1回 ★	第2回、3回、4回、5回 ★ ★ ★ ★	運用上の課題検討		TCA 検討部会 第6回 ★	通知を踏 まえた運用

※ 運用上の課題等に関しては、随時検討会等を開催の上、関係者において検討

- ① 誰が（要請主体）：警察、海上保安庁、消防、**地方公共団体災害対策本部** 等
- ② どのような者の：要救助者（**安否不明者名簿**を活用し救助機関が要救助者を絞り込んだ場合も可）
- ③ どのような位置情報：現在の位置情報、不明な場合は**過去の位置情報**

救助機関

救助を行う警察、海上保安庁又は消防  
その他これに準ずる機関

警察



海保



消防



**追加**  
地方公共団体  
災害対策本部



等

位置情報提供要請

位置情報提供

**追加**  
要救助者の名簿



携帯電話事業者

電話番号特定

位置情報検索

現在の位置情報

**追加** ↓ **不明時**  
過去の位置情報

**追加**

電話番号不明

↓

氏名・住所等の情報  
により電話番号特定

↓

位置情報検索

↓

現在の位置情報

↓ **不明時**

過去の位置情報

① 災害対策基本法の規定、実働部隊との連携を踏まえ「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」上問題ないことを確認

② 「安否不明者の名簿」※をもとに救助機関が要救助者を絞り込んだ場合も可能。  
※被災世帯情報をもとに、避難所問合せ等による安否確認を行った情報等を反映し、作成されたもの「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」

③ 現在の位置情報を取得できない場合は、過去の位置情報※を提供することが可能。  
※その場に留まっている蓋然性が高いと考えられる期間であり、救助機関による救助が行われている期間の位置情報。

## (位置情報)

第四十一条 電気通信事業者は、あらかじめ利用者の同意を得ている場合、電気通信役務の提供に係る正当業務行為その他の違法性阻却事由がある**場合に限り、位置情報**（移動体端末を所持する者の位置を示す情報であって、発信者情報でないものをいう。以下同じ。）**を取得することができる。**

2 電気通信事業者は、あらかじめ利用者の同意を得ている場合、裁判官の発付した令状に従う場合その他の違法性阻却事由がある**場合に限り、位置情報について、他人への提供その他の利用をすることができる。**

3 電気通信事業者が、位置情報を加入者若しくはその指示する者に通知するサービスを提供し、又は第三者に提供させる場合には、利用者の権利が不当に侵害されることを防止するため必要な措置を講ずることが適切である。

4 電気通信事業者は、**捜査機関からの要請**により位置情報の取得を求められた場合においては、裁判官の発付した令状に従うときに限り、当該位置情報を取得することができる。

5 電気通信事業者は、前項のほか、救助を要する者を捜索し、**救助を行う警察、海上保安庁又は消防その他これに準ずる機関からの要請**により救助を要する者の位置情報の取得を求められた場合においては、その者の生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ、その者を早期に発見するために当該位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合に限り、**当該位置情報を取得することができる。**

## (5項解説)

通信を成立させるために必要な情報ではない GPS 位置情報については、通信の秘密ではなく、プライバシーの問題として扱うべき情報であるが、基地局に係る位置情報と比べ、高いプライバシー性を有する。

このため、電気通信事業者が緊急時に GPS 位置情報を取得できる場合については、①救助・救出を要する者（以下「要救助者」という。）の生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ②要救助者を早期に発見するためにその者に係る GPS 位置情報を取得することが不可欠であるときに限り、GPS 位置情報を取得することができる。そして、本要件に該当するか否かについては、そのような状況下にある者を捜索し、救助を行うことについて、権限や知見、責任を有する警察、海上保安庁、消防等の機関（以下「救助機関」という。）による、要救助者の家族等の関係者からの申告等から認められる客観的な事実に基づく専門的判断を経ることが不可欠であることから、これらの機関からの要請があった場合に限定することが強く求められる。また、救助機関からの要請に基づくものであるとしても、救助機関から GPS 位置情報の取得・提供要請を受けた電気通信事業者において適切な対応が図られるためには、当該要請に際し、①上記の客観的な事実に基づき救助機関において本要件が備わっている旨判断したこと及び②その判断の相当性を担保するに足りる理由が提供されることが必要である。

(都道府県災害対策本部)

第二十三条 都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。

2及び3 (略)

**4 都道府県災害対策本部は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。**

一 当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

**二 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。**

三 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

5～8 (略)

(市町村災害対策本部)

第二十三条の二 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

2及び3 (略)

**4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。**

一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

**二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。**

5～8 (略)

(災害応急対策及びその実施責任)

第五十条 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

**二 消防、水防その他の応急措置に関する事項**

**三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項**

四～九 (略)

2 (略)